

地方交付税法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	68
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第三条関係）	74
四	経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第二十八号）（附則第五条関係）	76

# 地方交付税法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p><b>第二条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税 のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</p> <p>二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。</p> <p>三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。</p> <p>四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。</p> <p>五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。</p> <p>六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が</p>	<p>（用語の意義）</p> <p><b>第二条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。</p> <p>二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。</p> <p>三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。</p> <p>四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。</p> <p>五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。</p> <p>六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が</p>

合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗ずべきものをいう。

**(交付税の総額)**

**第六条** 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額の百分の二十二・三

並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の二十二・三

並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

**(測定単位及び単位費用)**

**第十二条** 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において

合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当りの費用（当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当りの費用）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乗ずべきものをいう。

**(交付税の総額)**

**第六条** 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十二・三、たばこ税の収入額の百分の二十五並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三、たばこ税の収入見込額の百分の二十五並びに地方法人税の収入見込額に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

**(測定単位及び単位費用)**

**第十二条** 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において

「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	地方団体の種類	一・二 略 三 教育費 1～4 略 5 その他の教育費 四 厚生労働費 1 略 2 社会福祉費 3～5 略 五～七 略 八 補正予算償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
			平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十六年までの
			人口
			人口
			人口
			高等専門学校及び大学の学生の数
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
			人口

「個別算定経費」という。)の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位
道府県	地方団体の種類	一・二 略 三 教育費 1～4 略 5 その他の教育費 四 厚生労働費 1 略 2 社会福祉費 3～5 略 五～七 略 八 補正予算償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
			平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成二十五年までの
			人口
			人口
			人口
			高等専門学校及び大学の学生の数
			私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
			人口

十五 東日本大震	策債償還費	十四 臨時財政対	十三 略	十二 略	十一 財源対策債	債還費	十 臨時財政特	例債償還費	九 地方税減収補	填債償還費	<p>各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成六年度から平成二十六年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	
平成二十三年から平成二十六年まで	債の額	成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	臨時財政特例対策のため平成六年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成二十六年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成二十六年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額		
十六 東日本大震	策債償還費	十五 臨時財政対	十四 略	十三 略	十二 財源対策債	債還費	十一 臨時財政特	例債償還費	十 地域財政特例	対策債償還費	九 地方税減収補	<p>各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p> <p>地方税の減収補填のため平成五年度から平成二十五年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>
平成二十三年から平成二十五年まで	債の額	成二十五年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十五年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十五年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	平成六年度から平成二十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	平成六年度から平成二十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	臨時財政特例対策のため平成五年度から平成二十二年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成二十五年までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	平成二十五年までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額		

市町村	一・二 略 三 教育費 1～3 略 4 その他の教 育費 四 厚生費 1 略 2 社会福祉費 3～5 略 五～八 略 九 補正予算償還費	額 の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額 昭和五十九年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十六年までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同
-----	--	--

市町村	一・二 略 三 教育費 1～3 略 4 その他の教 育費 四 厚生費 1 略 2 社会福祉費 3～5 略 五～八 略 九 補正予算償還費	額 の各年度において東日本大震災全国緊急 防災施策等に要する費用に充てるため発 行について同意又は許可を得た地方債の 額 昭和五十八年度から平成十年度までの各 年度において国の補正予算等に係る事業 費の財源に充てるため発行を許可された 地方債に係る元利償還金 平成十一年度から平成十四年度まで及び 平成十六年度から平成二十五年までの 各年度において国の補正予算等に係る事 業費の財源に充てるため発行について同
-----	--	--



2 略	額	行について同意又は許可を得た地方債の
--------	---	--------------------

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口 二〇七 略	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
十八 中学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第二〇号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校の学校数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一～二十二		

2 略	額	行について同意又は許可を得た地方債の
--------	---	--------------------

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口 二〇七 略	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
十八 中学校の生徒数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校（中等教育学校の前期課程を含む。次号及び第十九号において同じ。）に在学する学齢生徒の数	人
十九 中学校の学級数	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の学級数	学級
二十 中学校の学校数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	校
二十一～二十二		



十五 略									
二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する幼児、児童及び生徒の数	人							
二十七 幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前教育の数	最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前教育子ども（子ども・子育て支援法第二十条第一項の認定に係る同法第十九条第一項第一号に掲げるものに限る。）の数	人							
二十八 三十九 略									
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指	千円							

十五 略									
二十六 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園	人							
二十七 幼稚園の幼児	、小学校、	人							
二十八 三十九 略									
四十 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について	(1) 国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年度から平成二十五年まで各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指	千円							

同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行  
した災害復旧事業に係る経費に充てるため発  
行について同意又は許可を得た地方債(平成  
二十二年度から平成二十六年までの各年度  
において発行について同意又は許可を得た地  
方債で総務大臣の指定するものを除く。)の  
当該年度における元利償還金(⑥に掲げるも  
のを除く。)

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、  
地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事  
業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変  
動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係  
る負担金に充てるため発行について同意又は  
許可を得た地方債(平成二十三年から平成  
二十六年までの各年度において発行につい  
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う  
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事  
業若しくは河川事業に係る経費又は国が行う  
災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事

同意又は  
許可を得  
た地方債  
に係る元  
利償還金

定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金及び国庫の負担金を受けないで施行  
した災害復旧事業に係る経費に充てるため発  
行について同意又は許可を得た地方債(平成  
二十二年度から平成二十五年までの各年度  
において発行について同意又は許可を得た地  
方債で総務大臣の指定するものを除く。)の  
当該年度における元利償還金(⑥に掲げるも  
のを除く。)

(2) 国庫の負担金を受けて施行した地盤沈下、  
地盤変動若しくは海岸侵食の防除のための事  
業に係る経費又は国が行う地盤沈下、地盤変  
動若しくは海岸侵食の防除のための事業に係  
る負担金に充てるため発行について同意又は  
許可を得た地方債(平成二十三年から平成  
二十五年までの各年度において発行につい  
て同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指  
定するものを除く。)の当該年度における元  
利償還金

(3) 国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う  
緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事  
業若しくは河川事業に係る経費又は国が行う  
災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害<sup>じくじん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する

業、治山事業若しくは河川事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するものの当該年度における元利償還金

(4) 国庫の負担金を受けて施行した特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う当該計画に基づく事業に係る負担金に充てるため起こした地方債で総務大臣の指定するもの当該年度における元利償還金

(5) 国庫の補助金を受けて施行した臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の規定に基づく鉱害復旧事業に係る経費又は地方公共団体以外の者が施行する鉱害復旧事業につき同法第五十三条の規定により負担し、若しくは同法第五十三条の三第一項の規定により支弁するために要する経費若しくは同法第九十四条第二項の規定により補助金を交付するために要する経費に充てるため起こした地方債の当該年度における元利償還金

(6) 激甚災害<sup>じくじん</sup>に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五百十号）第二十四条第一項及び第二項に規定する

地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略

四十二 昭

和五十九

年度から

平成十年

度までの

各年度に

おいて国

の補正予

算等に係

る事業費

の財源に

充てるた

め発行を

許可され

た地方債

に係る元

利償還金

四十三 平

成十一年

度から平

成十四年

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十九年度から平成十年までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

千円

千円

地方債の当該年度における元利償還金

四十一 略

四十二 昭

和五十八

年度から

平成十年

度までの

各年度に

おいて国

の補正予

算等に係

る事業費

の財源に

充てるた

め発行を

許可され

た地方債

に係る元

利償還金

四十三 平

成十一年

度から平

成十四年

国庫の負担金若しくは補助金を受けて施行した事業に係る経費又は国等の行う事業に係る負担金に充てるため昭和五十八年度から平成十年までの各年度において発行を許可された地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものに係る当該年度における元利償還金

千円

千円

度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十六年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額	千円
四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 六年度か	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成六年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及	千円

度まで及 び平成十 六年度か ら平成二 十五年度 までの各 年度にお いて国の 補正予算 等に係る 事業費の 財源に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で当該国庫の負担金若しくは補助金又は国等の行う事業が当該各年度の国の補正予算により追加された歳出又は国の公共事業等予備費の使用に係るものうち総務大臣が指定するものの額	千円
四十四 地 方税の減 収補填の ため平成 五年度か	道府県にあつては道府県民税の所得割、法人税割及び利子割並びに法人の行う事業に対する事業税の減収補填のため、平成五年度から平成十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額及	千円

<p>ら平成二 十六年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>び平成十五年度から平成二十六年 度までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額の百分 の七十五 に相当す る額</p>
--	---

<p>ら平成二 十五年度 までの各 年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額</p>	<p>び平成十五年度から平成二十五 年度までの 各年度にお いて特別 に発行に ついて同 意又は許 可を得た 地方債の 額の百分 の七十五 に相当す る額</p>
--	---

千円

の ため 当	<p>四十五 臨 時財政特 例対策の ため平成 六年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p> <p>四十六 平 成六年度 から平成 二十六年 度までの 各年度の 財源対策 のため当</p>	<p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成六年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	千円
--------------	--	--	----

の ため 当	<p>四十六 臨 時財政特 例対策の ため平成 五年度か ら平成十 二年度ま での各年 度におい て特別に 発行を許 可された 地方債の 額</p> <p>四十七 平 成六年度 から平成 二十五年 度までの 各年度の 財源対策 のため当</p>	<p>特別に発行を許可された地方債の額</p> <p>国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）（平成元年法律第二十二号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）（平成三年法律第十五号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため平成五年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額</p>	千円
--------------	--	--	----

該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十七 略	四十八 略	四十九 臨	時財政対 策のため 平成十三 年度から 平成二十 六年度ま での各年 度におい て特別に 起こすこ とができ ることと された地
			(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	
			(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	
			(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第	
				千円

該各年度 において 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	四十八 略	四十九 略	五十 臨	時財政対 策のため 平成十三 年度から 平成二十 五年度ま での各年 度におい て特別に 起こすこ とができ ることと された地
			(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十三年度及び平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額	
			(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額	
			(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十四号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第	
				千円



方債の額

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(7) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年において起こすことができることとされた地方債の額

方債の額

一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十二年度において起こすことができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

五十 平	(1)	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十六年までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	千円
成二十三年度から平成二十六年までの各年度において東日本大震災全 国緊急防 災施策等 に要する 費用に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	(2)	全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年及び平成二十六年において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	

4 5 6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測

五十一 平	(1)	東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十三年度から平成二十七年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額	千円
成二十三年度から平成二十五年までの各年度において東日本大震災全 国緊急防 災施策等 に要する 費用に充 てるため 発行につ いて同意 又は許可 を得た地 方債の額	(2)	全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額（(1)に掲げるものを除く。）	

4 5 6 略

(測定単位の数値の補正)

第十三条 略

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測

定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3・4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 略	一 略	一 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
二 土木費	二 土木費	二 河川費	河川の延長	密度補正及び態容補正
三 略	三 略	三・四 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
四 略	四 略	四 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
五 略	五 略	五 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
六 略	六 略	六 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
七 略	七 略	七 略	河川の延長	密度補正及び態容補正
八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を	種別補正

定単位の種別ごとの数値に、その単位当りの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3・4 略

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類に掲げる補正を行うものとする。

道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	補正の種類
一 略	一 略	一 略	河川の延長	態容補正
二 土木費	二 土木費	二 河川費	河川の延長	態容補正
三 略	三 略	三・四 略	河川の延長	態容補正
四 略	四 略	四 略	河川の延長	態容補正
五 略	五 略	五 略	河川の延長	態容補正
六 略	六 略	六 略	河川の延長	態容補正
七 略	七 略	七 略	河川の延長	態容補正
八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	八 補正予算償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を	種別補正

九 地方税減収補 填償償還費	許可された地方 債に係る元利償 還金	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十六年までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可	地方税の減収補 填のため平成六 年度から平成二 十六年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可	種別補正

九 地方税減収補 填償償還費	許可された地方 債に係る元利償 還金	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十五年まで の各年度におい て国の補正予算 等に係る事業費 の財源に充てる ため発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	種別補正
	平成十一年度か ら平成十四年度 まで及び平成十 六年度から平成 二十五年までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可	地方税の減収補 填のため平成五 年度から平成二 十五年度までの 各年度において 特別に発行につ いて同意又は許 可	種別補正

可を得た地方債の額	十 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成六年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
可を得た地方債の額	十 臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成五年度から平成十一年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正
可を得た地方債の額	十一 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十六年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可	種別補正
可を得た地方債の額	十二 財源対策債償還費	平成六年度から平成二十五年までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可	種別補正
可を得た地方債の額	十 地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	種別補正

十二	略	を得た地方債の額
十三	略	
十四	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十六年までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額
十五	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十六年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
		種別補正

十三	略	を得た地方債の額
十四	略	
十五	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年から平成二十五年までの各年度において特別に起こすこととされた地方債の額
十六	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十三年度から平成二十五年までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額
		種別補正

市町村		債の額
一・二略	三 教育費	債の額
1～3略	4 その他の教育費	
人口	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前教育子どもの数	
八 補正予算償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
四〇七略	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
八 補正予算償還費	昭和五十九年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正

市町村		債の額
一・二略	三 教育費	債の額
1～3略	4 その他の教育費	
人口	幼稚園の幼児数	
八 補正予算償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
四〇七略	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正
八 補正予算償還費	昭和五十八年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	種別補正

<p>まで及び平成十六年度から平成二十六年まで各年度の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>九 地方税減収補填償還費</p>
---	---------------------

種別補正

<p>まで及び平成十六年度から平成二十五年まで各年度の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額</p>	<p>九 地方税減収補填償還費</p>
---	---------------------

種別補正



十四	十三	十二	十一	十
臨時財政対	略	略	財源対策債 償還費	臨時財政特 例債償還費
臨時財政対策の		額	平成六年度から 平成二十六年 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	臨時財政特例対 策のため平成六 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
種別補正			種別補正	種別補正

十五	十四	十三	十二	十一
臨時財政対	略	略	財源対策債 償還費	臨時財政特 例債償還費
臨時財政対策の		額	平成六年度から 平成二十五年 までの各年度の 財源対策のため 当該各年度にお いて発行につい て同意又は許可 を得た地方債の 額	臨時財政特例対 策のため平成五 年度から平成十 二年度までの各 年度において特 別に発行を許可 された地方債の 額
種別補正			種別補正	種別補正

2 略  
第十四条 略

(基準財政収入額の算定方法)

6  
12  
略

		策債償還費
十五 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	ため平成十三年 度から平成二十 六年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正
平成二十三年度 から平成二十六 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額		

2 略  
第十四条 略

(基準財政収入額の算定方法)

6  
12  
略

		策債償還費
十六 東日本大震災 全国緊急防災 施策等償還費	ため平成十三年 度から平成二十 五年度までの各 年度において特 別に起こすこと ができることと された地方債の 額	種別補正
平成二十三年度 から平成二十五 年度までの各年 度において東日 本大震災全国緊 急防災施策等に 要する費用に充 てるため発行に ついて同意又は 許可を得た地方 債の額		

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団 体の種 類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県	一 一六 略	
市町村	一 略 二 固定資産税 1 土地 2 家屋 3 償却資産 三 二十 略	略 当該市町村における家屋の一平方メートル 当たりの平均価格及び床面積 略

附 則

(平成二十七年分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十七年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第四号までに掲げる額の合算額に六千七百億円を加算した額から第五号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分分地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。)第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五十六千円を加算した額と

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団 体の種 類	収入の項目	基準税額等の算定の基礎
道府県	一 一六 略	
市町村	一 略 二 固定資産税 1 土地 2 家屋 3 償却資産 三 二十 略	略 当該市町村における家屋の一平方メートル 当りの平均価格及び床面積 略

附 則

(平成二十六年分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十六年分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に九千億円を加算した額から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年分分地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号。附則第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。)第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百四十九億七千七百七十円を加算した額と

する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年分の交付税の総額に  
加算することとされていた額 三千九百二十六億円

（削除）

三 平成二十七年分における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる  
額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加  
算額 一兆四千五百二十九億三千七百七十五万円

四 平成二十七年分における借入金の額に相当する額 三十二兆八千百七

十二億九千五百四十万八千円

五 平成二十六年度における借入金の額に相当する額 三十三兆千百七十

二億九千五百四十万八千円

六 平成二十七年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二  
十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計  
の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金  
に係る利子の支払に充てるため必要な額 千六百十四億円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十七年分の交付税  
の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

円

する。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）

）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）

附則第四条の二第二項の規定において平成二十六年分の交付税の総額  
に  
加算することとされていた額 五千百十二億円

三 旧法附則第四条の二第二項の規定において平成二十七年分の交付税  
の総額及び平成二十八年度分の交付税の総額に加算することとされてい  
た額のうち千五百三十六億円

四 平成二十六年分における交付税の総額を確保するため前三号に掲げる  
額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加  
算額 二兆六千四百三十八億三千七百七十五万円

五 平成二十六年分における借入金の額に相当する額 三十三兆千百七十

二億九千五百四十万八千円

六 平成二十五年度における借入金の額に相当する額 三十三兆千百七十

二億九千五百四十万八千円

七 平成二十六年分における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二  
十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計  
の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金  
に係る利子の支払に充てるため必要な額 千七百二十九億円

八 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十六年分の交付税  
の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万

円

(削除)

2 平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた千六百五十八億九千四百九万八千円を減額する。

(平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十八年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十八年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額は、

九 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十二条第一項の規定により平成二十五年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部のうち、旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額 千六百三十三億三千九百七十三万千円

2 平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第三項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた二千三百七億八千七百四十万円 を減額する。

(平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度分の交付税の総額の特例等)

第四条の二 平成二十七年度から平成六十二年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 第六条第二項の規定により算定した額
- 二 当該各年度における借入金に相当する額
- 三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額
- 四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十七年度から平成四十一年度までの各年度分の交付税の総額は、

前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十八年 度	三千四百三十六億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十 年度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十二億円
平成三十四 年度	千六百五十五億円
平成三十五 年度	千二百十六億円
平成三十六 年度	八百三十三億円
平成三十七 年度	五百二十四億円
平成三十八 年度	二百八十四億円
平成三十九 年度	百三十二億円
平成四十 年度	三十九億円
平成四十一年 度	十二億円
平成四十二年 度	五億円

(削除)

前項の額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十七 年度	三千九百二十六億円
平成二十八 年度	三千四百三十六億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十 年度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十億円
平成三十四 年度	千六百五十三億円
平成三十五 年度	千二百十四億円
平成三十六 年度	八百三十一億円
平成三十七 年度	五百二十一億円
平成三十八 年度	二百八十億円
平成三十九 年度	百二十八億円
平成四十 年度	三十五億円
平成四十一年 度	八億円

3 平成二十七年 度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成十

九年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち九百九十八億八千七百四十万円及び平成二十年度において交付すべきであった額を超えて交付された額のうち六百六十億六百六十九万八千円について、平成二十七年分の交付税の総額から千六百五十八億九千四百九十八万円を減額する。

3 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十八年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十八年から平成三十八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を

それぞれ減額した額とする。

4 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十八年における臨時財政対策の特例

加算）

#### 第四条の三

平成二十八年において、地方財政の状況

4 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額を平成二十七年から平成四十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、平成二十七年にあつては第二項の規定による額から八百二十七億三千六百五十万円を、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては前項の規定による額から千八百十一億九千万円を、平成三十九年度から平成四十一年までの各年度にあつては同項の規定による額から九百八十三億八千二百五十万円を、平成四十二年にあつては第一項の額から九百八十三億八千二百五十万円をそれぞれ減額した額とする。

5 | 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

（平成二十七年及び平成二十八年における臨時財政対策の特例

加算）

#### 第四条の三

平成二十七年及び平成二十八年において、地方財政の状況

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で平成二十八年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十九号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十八年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

#### 第五条 略

（地域の元気創造成業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た

等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で当該各年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(6)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

#### 第五条 略

（地域の元気創造成業費の基準財政需要額への算入）

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た



額を加算した額とする。

市町村	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
地域の元気 創造事業費	地域の元気 創造事業費				
人口	人口				
一人につき 二、五三〇 円	一人につき 九五〇 円				

2  
略

(人口減少等特別対策事業費の基準財政需要額への算入)

第五条の三 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算

定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

額を加算した額とする。

市町村	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
地域の元気 創造事業費	地域の元気 創造事業費				
人口	人口				
一人につき 二、二七〇 円	一人につき 八六〇 円				

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表

の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
人口減少等 特別対策事 業費	人口	一人につき	一、七〇〇 円
市町村	経費の種類	測定単位	単位費用
人口減少等 特別対策事 業費	人口	一人につき	三、四〇〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(削除)

(特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十六年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定

によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単 位 費 用
災害復興等 のための地 方債利子支 払費	一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年法律第 五十号）第三十八条の規定による 改正前の民法（明治二十九年法律 第八十九号）第三十四条の規定に より設立された法人で災害に係る 復興事業等を行うことを目的とす るものに対する貸付けの財源に充 てるため平成十六年度において発 行を許可された地方債に係る利子 支払額	千円につき 九五〇 円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎に  
より同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところに  
より算定する。

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条 平成二十七年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交

付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 一、五三〇 円
			円

測定単位の数値の算定の基礎

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額

表示単位

千円

(地域経済・雇用対策費の基準財政需要額への算入)

第六条の二 平成二十六年に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交

付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき 二、三三〇 円
			円

市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき	一、四一〇
-----	------------	----	-------	-------

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十七年及び平成二十八年)の各年度分の交付税に係る基準  
**財政需要額の算定方法の特例)**

**第六条の二** 平成二十七年及び平成二十八年の各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十七年にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十八年にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二兆五千九百二十三億千六百九十八万二千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

市町村	地域経済・雇用対策費	人口	一人につき	一、七〇〇
-----	------------	----	-------	-------

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

(平成二十六年から平成二十八年)までの各年度分の交付税に係る基準  
**財政需要額の算定方法の特例)**

**第六条の三** 平成二十六年から平成二十八年までの各年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十六年にあつては第十一条の規定によつて算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、平成二十七年及び平成二十八年にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 三兆四千百一億千七百二十九万八千円に当該道府県の控除前財源不足額(この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))をいう。以下この条において同じ。)を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 一兆九千三百二十六億五千二百六十八千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十六年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十五年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附

二 二兆千八百五十億五千九十五万二千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 平成二十五年度における基準財政収入額を旧法

附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 平成二十四年度における基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 平成二十三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 平成二十二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五号）による改正前の地方交付税法附

則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

(削除)

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(平成二十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

**第七条の四** 平成二十七年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国

則第六条の二の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 平成二十一年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)による改正前の地方交付税法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

(平成二十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

**第七条の四** 平成二十六年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからリまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十号。以下

この条において「平成二十三年法律第三十号」という。)、地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二十号」という。)、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十七年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法

、震災特例法改正法、租税

特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号

。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）

、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律百十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下

この条において「震災特例法」という。）、震災特例法改正法、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この条において「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法

法



の施行による法人の道府県民税に係る平成二十七年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 震災特例法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十七年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十七年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行による不動産取得税に係る平成二十七年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

の施行による法人の道府県民税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十五年所得税法等改正法 及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人が行う事業に対する事業税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人が行う事業に対する事業税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税に係る平成二十六年の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところ

へ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

チ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二十号及び平成二十四年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

リ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による地方人特別譲与税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからホまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、震災特例法改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る平成二十六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところ

により算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法及び平成二十七年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十七年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十七年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団

により算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法及び平成二十六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ハ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第二百十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十六年地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金に係る平成二十六年年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団

体に対して交付すべき平成二十七年分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

**（平成二十七年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）**

**第十一条** 平成二十七年分（以下この条において同じ。）及び平成二十七年震災復興特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき普通交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十七年震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項

に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五万六千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十七年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十七年震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十七年震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

**（平成二十七年震災復興特別交付税額の一部の平成二十八年分における交付等）**

**第十二条** 平成二十七年分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十

体に対して交付すべき平成二十六年分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず又は適当でない認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

**（平成二十六年分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）**

**第十一条** 平成二十六年分（以下この条において同じ。）及び平成二十六年震災復興特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき普通交付税の総額から返還金等の額（第二十条の第三項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び平成二十六年震災復興特別交付税額（旧法附則第十二条の規定により平成二十六年分として交付すべき交付税の総額に加算された

平成二十五年震災復興特別交付税額の一部から附則第四条第一項第九号に掲げる額を控除した額及び同項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百四十九億七千七百七十万円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十六年分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び平成二十六年震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び平成二十六年震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。

**（平成二十六年震災復興特別交付税額の一部の平成二十七年分における交付等）**

**第十二条** 平成二十六年分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十

七年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十七年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十八年分分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十五に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十七年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十八年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の五に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十七年分震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十七年度及び平成二十八年度において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災

六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十六年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十七年分分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年分分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十七年分分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された平成二十六年分震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）

第十三条 平成二十六年度及び平成二十七年分において、各地方団体に交付すべき平成二十三年度総額特例法第一条に規定する震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災

に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十七年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十七年年度震災復興特別交付税額を」と、平成二十八年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十七年年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十七年年度及び平成二十八年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十七年年度及び平成二十八年度における第十六条第一項の規

に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「特別交付税の額を」とあるのは「特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは、「平成二十六年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十六年年度震災復興特別交付税額を」と、平成二十七年年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された平成二十六年年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（平成二十六年年度及び平成二十七年年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 平成二十六年年度及び平成二十七年年度における第十六条第一項の規

定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十七年にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額のうち平成二十六年において交付された額を控除した額」と、平成二十八年度にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十七年震災復興特別交付税額のうち平成二十七年において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、四八二、〇〇〇 円
二		土木費		

定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額」とあるのは、平成二十六年にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額のうち平成二十五年において交付された額を控除した額」と、平成二十七年にあつては「当該年度の交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額のうち平成二十六年において交付された額を控除した額」とする。

別表第一（第十二条第四項関係）

道府県	地方団 体の種 類	経費の種類	測定単位	単位費用
二	一	警察費	警察職員数	一人につき 八、五二六、〇〇〇 円
二		土木費		





4 その他の人口		3 高等学校費		2 中学校費		1 小学校費		三 教育費		5 その他の人口	
の延長		生徒数		教職員数		教職員数		教職員数		教育費	
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、四三〇		五八、九〇〇		六、六六五、〇〇〇		六、二六五、〇〇〇		六、二二三、〇〇〇		一、九三〇	
										二、〇九八、〇〇〇	
										二、二一四、〇〇〇	
											二、七九、五〇〇

4 その他の人口		3 高等学校費		2 中学校費		1 小学校費		三 教育費		5 その他の人口	
の延長		生徒数		教職員数		教職員数		教職員数		教育費	
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、四七〇		六〇、五〇〇		六、七一一、〇〇〇		六、二七一、〇〇〇		六、二二七、〇〇〇		一、七〇〇	
										二、一三二、〇〇〇	
										二、二一〇、〇〇〇	
											二、七六、一〇〇

		四 厚生労働費		五 産業経済費		六 林野行政費		七 労働費		八 高齢者保健福祉費		九 衛生費		十 社会福祉費		十一 面積		十二 童及び生徒の数
		1 生活保護費	2 社会福祉費	1 農業行政費	2 林野行政費	5 労働費	4 高齢者保健福祉費	3 衛生費	2 社会福祉費	1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 高齢者保健福祉費	5 労働費	6 林野行政費	7 面積	の 数	
		町村部人口	人口	農家数	公有以外の林野の面積	人口	上人口	人口	人口	町村部人口	人口	人口	上人口	人口	公有林野の面積	タール		
		一人に	一人に	一戸に	一ヘク	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一ヘク	タール	九、二五〇	
				一〇、〇〇〇	四、七八〇										一五、二〇〇			

		四 厚生労働費		五 産業経済費		六 林野行政費		七 労働費		八 高齢者保健福祉費		九 衛生費		十 社会福祉費		十一 面積		十二 童及び生徒の数
		1 生活保護費	2 社会福祉費	1 農業行政費	2 林野行政費	5 労働費	4 高齢者保健福祉費	3 衛生費	2 社会福祉費	1 生活保護費	2 社会福祉費	3 衛生費	4 高齢者保健福祉費	5 労働費	6 林野行政費	7 面積	の 数	
		町村部人口	人口	農家数	公有以外の林野の面積	人口	上人口	人口	人口	町村部人口	人口	人口	上人口	人口	公有林野の面積	タール		
		一人に	一人に	一戸に	一ヘク	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一人に	一ヘク	タール	九、一四〇	
				一一、〇〇〇	四、八四〇										一五、四〇〇			

償還費	八 補正予算債		七 災害復旧費		3 地域振興費	2 恩給費	1 徴税費	六 総務費	4 商工行政費	3 水産行政費
	昭和三十九年度から平均	千円につき	災害復旧事業費の財源に充てられたる発行に同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき						
	八〇〇		九五〇		六二五	一、一〇三、〇〇〇	六、〇六〇		二、〇八〇	三一、〇〇〇

償還費	八 補正予算債		七 災害復旧費		3 地域振興費	2 恩給費	1 徴税費	六 総務費	4 商工行政費	3 水産行政費
	昭和三十八年度から平均	千円につき	災害復旧事業費の財源に充てられたる発行に同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき						
	八〇〇		九五〇		六二八	一、一二四、〇〇〇	六、一七〇		二、〇九〇	三一、〇〇〇

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に 度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 六 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	--	---

五五

成 十 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 を 許 可 さ れ た 地 方 債 に 係 る 元 利 償 還 金	平 成 十 一 年 千 円 に 度 か ら 平 成 十 四 年 度 ま で 及 び 平 成 十 六 年 度 か ら 平 成 二 十 五 年 度 ま で の 各 年 度 に お い て 国 の 補 正 予 算 等 に 係 る 事 業 費 の 財 源 に
---	--	---

五五

九 地方税減収 補填償還費										
充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成六年	度から平成	二十六年度	までの各年
度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額					
						千円に				
						つき				
						二四				

九 地方税減収 補填償還費										
充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地方税の減	収補填のた	め平成五年	度から平成	二十五年度	までの各年
度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額					
						千円に				
						つき				
						二四				
十 地域財政特 例対策償還 費										
充てるため	発行につい	て同意又は	許可を得た	地方債の額	地域財政特	例対策のた	め平成五年	度において	特別に発行	を許可され
度において	特別に発行	について同	意又は許可	を得た地方	債の額					
						千円に				
						つき				
						三七				

十一 臨時財政 特例債償還費		十一 財源対策 債償還費	
臨時財政特 例対策のた つき	千円に	平成六年度 から平成二 十六年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	千円に
三三			二二

十一 臨時財政 特例債償還費		十二 財源対策 債償還費	
臨時財政特 例対策のた つき	千円に	平成六年度 から平成二 十五年度ま での各年度 の財源対策 のため当該 各年度にお いて発行に ついて同意 又は許可を 得た地方債	千円に
三三			五四

十三 補填債償還費		十二 減税補填債償還費											の額																	
		個人	の道府	千円に	県民税に係	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	度		から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	するため当	該各年度に	おいて特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時税収補	填のため平	千円に	つ	
一九																														六四

十四 補填債償還費		十三 減税補填債償還費											の額																	
		個人	の道府	千円に	県民税に係	る特別減税	等による平	成六年度か	ら平成八年	度まで及び	平成十年	度		から平成十	八年度まで	の各年度の	減収を補填	ため	該各年度に	おいて特別	に起こすこ	とができる	こととされ	た地方債の	額	臨時税収補	填のため平	千円に	つ	
一九																														六五

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	十五 東日本大 平成二十三 年度から平 成二十六年 度までの各	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	での各年度	十六年度ま	から平成二	成十三年度	策のため平	十四 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に
																						一〇三

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	十六 東日本大 平成二十三 年度から平 成二十五年 度までの各	の額	れた地方債	ることとさ	ことができ	別に起こす	において特	での各年度	十五年度ま	から平成二	成十三年度	策のため平	十五 臨時財政 対策債償還費	臨時財政対	額	た地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に
																						一〇三



市町村			年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
一 消防費	二 土木費	人口	
	1 道路橋り よう費	道路の面積	
	道路の延長	千平方 メートル	
	一キロ メートル	七六、六〇〇	
		一人に つき	
		一九〇、〇〇〇	円

市町村			年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方 債の額
一 消防費	二 土木費	人口	
	1 道路橋り よう費	道路の面積	
	道路の延長	千平方 メートル	
	一キロ メートル	七七、五〇〇	
		一人に つき	
		一八九、〇〇〇	円

5 下水道費	人口	面積	都市公園の 千平方 メートル	4 公園費		3 都市計画 費						2 港湾費				
				人口	一人に つき	人口	域における つき	都市計画区 一人に つき	の延長 つき	る外郭施設 トルに つき	漁港におけ 一メー トルに つき	の延長 つき	る係留施設 トルに つき	漁港におけ 一メー トルに つき	の延長 つき	港湾におけ 一メー トルに つき
九四	一人に つき	ルにつ き	三六、三〇〇	五三三		九四二			四、三八〇			一〇、九〇〇		六、二一〇		二六、五〇〇

5 下水道費	人口	面積	都市公園の 千平方 メートル	4 公園費		3 都市計画 費						2 港湾費				
				人口	一人に つき	人口	域における つき	都市計画区 一人に つき	の延長 つき	る外郭施設 トルに つき	漁港におけ 一メー トルに つき	の延長 つき	る係留施設 トルに つき	漁港におけ 一メー トルに つき	の延長 つき	港湾におけ 一メー トルに つき
九四	一人に つき	ルにつ き	三四、九〇〇	五一七		九六一			四、二九〇			一一、〇〇〇		六、〇六〇		二六、三〇〇

4 その他の教育費		3 高等学校費		2 中学校費		1 小学校費		6 その他の人口	
幼稚園及び	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	学校数	児童数	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一校につき	一学級につき	一人につき	一校につき	一人につき	一人につき
三六六、〇〇〇	五、〇六〇	七三、一〇〇	六、七八〇、〇〇〇	九、一二六、〇〇〇	一、〇〇八、〇〇〇	四一、三〇〇	九、二二八、〇〇〇	四三、九〇〇	一、七二〇

4 その他の教育費		3 高等学校費		2 中学校費		1 小学校費		6 その他の人口	
幼稚園の幼	人口	生徒数	教職員数	学校数	学級数	生徒数	学校数	児童数	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一校につき	一学級につき	一人につき	一校につき	一人につき	一人につき
三五二、〇〇〇	四、九一〇	七五、一〇〇	六、八〇五、〇〇〇	九、二二七、〇〇〇	一、〇二八、〇〇〇	四二、〇〇〇	九、一七七、〇〇〇	四四、四〇〇	一、七五〇

		四 厚生費		五 産業経済費		行政費	
1	2	3	4	5	1	2	
生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	高齢者保健福祉費	清掃費	農業行政費	林野水産費	産業の従業
市部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	人口	農家数	林業及び水産業の従業	従業
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一人につき	一人につき
九、五二〇	二〇、五〇〇	七、九〇〇	七〇、二〇〇	五、〇七〇	七九、六〇〇	二五〇、〇〇〇	

		四 厚生費		五 産業経済費		行政費	
1	2	3	4	5	1	2	
生活保護費	社会福祉費	保健衛生費	高齢者保健福祉費	清掃費	農業行政費	林野水産費	産業の従業
市部人口	人口	人口	六十五歳以上人口	人口	農家数	林業及び水産業の従業	従業
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一戸につき	一人につき	一人につき
九、三〇〇	二〇、五〇〇	七、五八〇	六九、三〇〇	五、〇四〇	八〇、四〇〇	二五四、〇〇〇	

た 地 方 債 に は 許 可 を 得 て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	災 害 復 旧 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	災 害 復 旧 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	千 円 に つ き	七 災害復旧費		六 総務費		三 商工行政費		者 数	
					面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	人口		
					一、〇四三、〇〇〇	一人につき	二、〇二〇	一、二一〇	四、五四〇	一人につき	一、三三〇	

た 地 方 債 に は 許 可 を 得 て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	災 害 復 旧 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	災 害 復 旧 事 業 費 の 財 源 に 充 て る た め 発 行 に つ い て 同 意 又 は 許 可 を 得 た 地 方 債 に	千 円 に つ き	七 災害復旧費		六 総務費		三 商工行政費		者 数	
					面積	人口	世帯数	戸籍数	世帯数	人口		
					一、〇九〇、〇〇〇	一人につき	二、二〇〇	一、三〇〇	四、六五〇	一人につき	一、三三〇	

八 辺地対策事業債償還費		九 補正予算債償還費	
係る元利償還金	辺地対策事業費の財源	昭和五十九年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源	昭和五十九年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源
千円に	つき	千円に	つき
八〇〇		八〇〇	

八 辺地対策事業債償還費		九 補正予算債償還費	
係る元利償還金	辺地対策事業費の財源	昭和五十八年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源	昭和五十八年度から平成十年までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源
千円に	つき	千円に	つき
八〇〇		八〇〇	

十 地方税減収 補填償還費		元利償還金
平成十一年	千円に	五
度から平成	つき	
十四年度ま		
で及び平成		
十六年度か		
ら平成二十		
六年度まで		
の各年度に		
において国の		
補正予算等		
に係る事業		
費の財源に		
充てるため		
発行につい		
て同意又は		
許可を得た		
地方債の額		
地方税の減	千円に	
収補填のた	つき	
め平成六年		
度から平成		
二十六年		
度		
		二四

十 地方税減収 補填償還費		元利償還金
平成十一年	千円に	五
度から平成	つき	
十四年度ま		
で及び平成		
十六年度か		
ら平成二十		
五年度まで		
の各年度に		
において国の		
補正予算等		
に係る事業		
費の財源に		
充てるため		
発行につい		
て同意又は		
許可を得た		
地方債の額		
地方税の減	千円に	
収補填のた	つき	
め平成五年		
度から平成		
二十五年		
度		
		二四





										十二 財源対策		十三 減税補填	
										債償還費		債償還費	
										地方債の額		個人の市町	
										許可された		村民税に係	
										平成六年度		る特別減税	
										千円に		等による平	
										から平成二		成六年度か	
										つぎ		ら平成八年	
										十六年度ま		度まで及び	
										での各年度		平成十年	
										の財源対策		度から平成十	
										のため当該			
										各年度にお			
										いて発行に			
										ついて同意			
										又は許可を			
										得た地方債			
										の額			
										千円に			
										二		三四	

										十三 財源対策		十四 減税補填	
										債償還費		債償還費	
										地方債の額		個人の市町	
										許可された		村民税に係	
										平成六年度		る特別減税	
										千円に		等による平	
										から平成二		成六年度か	
										つぎ		ら平成八年	
										十五年度ま		度まで及び	
										での各年度		平成十年	
										の財源対策		度から平成十	
										のため当該			
										各年度にお			
										いて発行に			
										ついて同意			
										又は許可を			
										得た地方債			
										の額			
										千円に			
										五三		三四	

十五 臨時財政 対策償還費		十四 臨時税収 補填償還費																			
成十三年度	臨時財政対 策のため平 つき	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	額	臨時税収補 填のため平 つき	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	するため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	
		六五								五三											

十六 臨時財政 対策償還費		十五 臨時税収 補填償還費																			
成十三年度	臨時財政対 策のため平 つき	額	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	成九年度に	額	臨時税収補 填のため平 つき	た 地方債の	こととされ	とができる	に起こすこ	において特別	該各年度に	するため当	減収を補填	の各年度の	八年度まで	
		六五								五三											

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	成二十六年 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額	れた地方債 ることとさ ことができ 別に起す ることができ ることとさ れた地方債 の額	十六	東日本大	平成二十三	から平成二
					震災全国緊急 防災施策等債	年度から平	十六年度ま	千円に

償還費	震災全国緊急 防災施策等債	成二十五年 度までの各 年度におい て東日本大 震災全国緊 急防災施策 等に要する 費用に充て るため発行 について同 意又は許可 を得た地方	の額	れた地方債 ることとさ ことができ 別に起す ることができ ることとさ れた地方債 の額	十七	東日本大	平成二十三	から平成二
					震災全国緊急 防災施策等債	年度から平	十五年度ま	千円に

				別表第二(第十二条第五項関係)	債の額
市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位		
人口 面積	人口 面積	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき		
二〇、一八〇 二、四六七、〇〇〇	一一、二二〇 一、二六九、〇〇〇	円	円	単位費用	

				別表第二(第十二条第五項関係)	債の額
市町村	道府県	種 類	地 方 団 体 の 測 定 単 位		
人口 面積	人口 面積	一人につき 一平方キロ メートルに つき	一人につき 一平方キロ メートルに つき		
一九、九八〇 二、四八九、〇〇〇	一〇、八六〇 一、二七七、〇〇〇	円	円	単位費用	

改正案	現行
<p>（一般会計からの繰入れの特例）</p> <p><b>第二十四条</b> 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十並びに消費税の収入見込額の百分の二十二・三に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（交付税特別会計における借入金の特例）</p> <p><b>第四条</b> 交付税特別会計において、平成二十七年<del>度</del>から平成六十一年<del>度</del>までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十七<del>年度</del>にあつては三十三兆八千百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十八<del>年度</del>から平成三十三年<del>度</del>までの各年度にあつては三十三兆八千百七十二億九千五百四十万</p>	<p>（一般会計からの繰入れの特例）</p> <p><b>第二十四条</b> 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十二・三並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>附則</p> <p>（交付税特別会計における借入金の特例）</p> <p><b>第四条</b> 交付税特別会計において、平成二十六<del>年度</del>から平成六十一年<del>度</del>までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十六<del>年度</del>にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万八千円を、平成二十七<del>年度</del>から平成三十三年<del>度</del>までの各年度にあつては三十三兆千七百七十二億九千五百四十万</p>

八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十八万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成二十八年年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十年年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年度	八千億円
平成三十三年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の繰入れの特例)

**第五条** 平成二十七年年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

千円 から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、平成三十四年度から平成六十一年度までの各年度にあつては二十八兆九千七百七十二億九千五百四十八万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	控 除 額
平成二十七年年度	三千億円
平成二十八年年度	四千億円
平成二十九年度	五千億円
平成三十年年度	六千億円
平成三十一年度	七千億円
平成三十二年度	八千億円
平成三十三年度	九千億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一時借入金の繰入れの特例)

**第五条** 平成二十六年度に限り、第十五条第一項の規定による一時借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九條 第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十七年  
 度にあつては同條の規定により算定した額に地方交付税法附則第四條第  
 一項第二号及び第三号 に掲げる額の合算額を加算した額に二千七百億  
 円を加算した額から同項第七号に掲げる額を減額した額とし

、平成二十八年度から平成三  
 十八年度までの各年度にあつては第二十四條の規定により算定した額に第  
 一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平  
 成三十九年度から平成四十二年までの各年度にあつては同條の規定によ  
 り算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減  
 額した額

とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十八年 度	三千四百三十六億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十二億円

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九條 第二十四條の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十六  
 年度にあつては同條の規定により算定した額に地方交付税法附則第四條第  
 一項第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額に八千億円  
 を加算した額から同項第八号に掲げる額を減額した額とし、平成二十七  
 年度にあつては同條の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算し  
 た額から第二号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三  
 十八年度までの各年度にあつては同 條の規定により算定した額に第  
 一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平  
 成三十九年度から平成四十一年までの各年度にあつては同條の規定によ  
 り算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減  
 額した額とし、平成四十二年にあつては同條の規定により算定した額か  
 ら第四号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
平成二十七 年度	三千九百二十六億円
平成二十八 年度	三千四百三十六億円
平成二十九 年度	三千八百七億円
平成三十年 度	三千三百六十七億円
平成三十一年 度	二千九百六十一億円
平成三十二年 度	二千五百三十三億円
平成三十三年 度	二千九十億円

平成三十四年度	千六百五十五億円
平成三十五年度	千二百十六億円
平成三十六年度	八百三十三億円
平成三十七年度	五百二十四億円
平成三十八年度	二百八十四億円
平成三十九年度	百三十二億円
平成四十年	三十九億円
平成四十一年度	十二億円
平成四十二年	五億円

(削除)

- 二 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円
- 三 地方交付税法附則第四条の二第三項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

**第十条** 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、

平成三十四年度	千六百五十三億円
平成三十五年度	千二百十四億円
平成三十六年度	八百三十一億円
平成三十七年度	五百二十一億円
平成三十八年度	二百八十億円
平成三十九年度	百二十八億円
平成四十年	三十五億円
平成四十一年度	八億円

- 二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十七年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円
- 三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円
- 四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

(交付税特別会計における繰入れの特例)

**第十条** 第六条の規定にかかわらず、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第三条第一項に規定する地方特例交付金の総額は、毎会計年度、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

2 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、



当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

3 平成二十七年においては、地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第十四条の規定に基づき公庫債権金利変動準備金の一部を財政投融資特別会計の投資勘定に帰属させるものとし、当該帰属させた額を、予算で定めるところにより、財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

#### （交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等

当該年度における道路交通法第二百二十八条第一項（同法第三百十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により納付された反則金（同法第二百二十九条第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。）の収入に相当する額（反則金等の収入見込額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額を限度とする。）に、当該年度の前年度以前の年度における同法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金に相当する金額、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金に相当する金額、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金に相当する金額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する金額で、まだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

#### （交付税特別会計の歳入及び歳出の特例）

第十一条 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等

の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

3 第二十三条の規定によるほか、前条第三項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計に繰り入れられた繰入金金は、交付税特別会計の歳入とする。

**（財政投融資特別会計の投資勘定の歳出の特例）**

**第十二条の三** 第五十三条第二項の規定によるほか、附則第十条第三項の規定による財政投融資特別会計の投資勘定から交付税特別会計への繰入金金は、財政投融資特別会計の投資勘定の歳出とする。

の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第二百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2 当分の間、第二十三条の規定によるほか、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の収入は交付税特別会計の歳入とし、同法による地方法人特別譲与税の譲与金は交付税特別会計の歳出とする。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（公営競技を行う地方公共団体の納付金）</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成三十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>（平成二十六年から平成二十八年までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年から平成二十八年までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができ。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（公営競技を行う地方公共団体の納付金）</p> <p>第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十七年までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うときは、地方債の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公共団体金融機構に納付するものとする。</p> <p>（平成二十六年から平成二十八年までの間における地方債の特例等）</p> <p>第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成二十六年から平成二十八年までの間に限り、第五条ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の三第一項の規定により控除する額についての同項の規定に従つて総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができ。</p> <p>2 前項の規定により地方公共団体が起こすことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準</p>

財政需要額に算入するものとする。

財政需要額に算入するものとする。

経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）の一部改正（附則第五条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の三の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の四 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

現行

附則

- 1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。
- 2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の二の次に次の一条を加える。

（外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）

第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二条第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。

2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

3 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。